

高知県教育委員会 会議録

平成25年8月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成25年8月20日(火) 13:30

閉会 平成25年8月20日(火) 16:30

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	中澤 卓史

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	勝賀瀬 淳
〃	教育次長	中山 雅需
〃	参事兼小中学校課長	永野 隆史
〃	教育政策課長	岡村 昭一
〃	教職員・福利課長	彼末 一明
〃	学校安全対策課長	沢近 昌彦
〃	幼保支援課長	勝賀瀬 真
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	高等学校課企画監	小野 広明
〃	特別支援教育課長	川村 泰夫
〃	生涯学習課長	安岡千真夫
〃	新図書館整備課課長補佐	杉本 幸三
〃	文化財課課長補佐	小松 立和
〃	スポーツ健康教育課長	葛目 憲昭
〃	人権教育課課長補佐	西内 清
〃	教育センター一次長	堅田 和図
〃	教育政策課教育企画担当	溝渕 松男 (会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	近森 公夫 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 8月定例委員会を開催する。

教育長 (提案説明)

【付議第1号 へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

委員長	学校の廃校に伴う規則改正なので、特にご意見はないと思われるが、よろしいか。
各委員	(意見等なし)
委員長	事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 高知県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則議案(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

教育長	表彰者の決定は教育委員会の権限であるが、前の規則では、審査会で決定し、教育委員会に報告するようにも読める規程になっていた。実際は、審査会での結果をもとに教育委員会で議決していた。今回は、実態に合わせるための規則改正である。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 高知県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択に関する議案（特別支援教育課）】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

委員長	今回新たに追加する11冊については、6月の委員検討会で紹介していただいている。
	このリストは各学校が選択したものか。
事務局	そのとおり。
委員長	学校は、どのように本図書を選択しているのか。
事務局	学級担任に一覧を配布し、それぞれの受け持ちの児童生徒の実態等に合わせ選択している。業務は主に、教務部が主体となって管轄している。
委員長	校内に特別に選定委員会等を組織して選定しているわけではないのか。
事務局	すでに高知県教科用図書選定審議会で調査・研究及び審議された教科用図書の中から、各特別支援学校において選択する作業なので、特に校内で選定委員会のような組織で検討することはしていない。
委員	学校は、児童生徒一人ひとりに対して、“この子にはこの図書”というように選択していくのか。
事務局	そのとおり。
委員	年々この冊数は増えていくのか。
事務局	使用年限についての定めがないことから、児童生徒によっては、複数年使用する者もいれば、単年で更新する者もいる。
委員	調査の結果、本年度新たに11冊が適当とされ追加されたが、これまでの510冊についても調査・審議するのか。
事務局	510冊については、一度調査・審議され、適当とされた図書として、次年度も引き続きリストに含むことになる。 さらに学校で、510冊以外で新たに使用したい図書の希望があれば、あげてもらい、調査・審議することになる。
委員	増える一方になるだろうが、削除していくことはないのか。
事務局	調査のうえ、絶版や配給不能のような図書は、削除していく。 知的障害のある児童生徒が対象なので、障害の幅が非常に広い。発達段階が生後2、3カ月の者もいれば、当該年齢より1歳から3歳ほど遅れている程度の者までいるので、幅広い図書を用意しておく必要がある。
委員長	教科用図書以外に教材を利用することが出来ると思うが、その際には県教委に報告しているか。
事務局	教科用図書以外の教材の報告は求めている。
委員長	小中学校はどうか。
事務局	小中学校で公のものとして使用する教材の場合は、地教委に報告する義務があるが、教員が作成した教材についての報告義務はない。
委員	教員が本屋に行って、いいと思う図書を買って来て授業で使用する場合には報告義務があるのか。

事務局	個別の教員が使用する図書についての報告義務は発生しない。 ただしドリルや歴史の資料集等については、出版社と金額、数を学期ごとに報告する義務がある。
委員長 事務局	話は変わるが、教材として授業で利用する場合、著作権の面は大丈夫か。 厳密なことは分からないが、著作権については、精査しておく必要がある。我々は、新聞を利用する際にも新聞社の許可を得るようにしている。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 平成26年春の叙勲候補者（教育功労）推薦議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第5号 平成26年春の叙勲候補者（保健功労）推薦議案（スポーツ健康教育課）】

○スポーツ健康教育課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第6号 教職員の人事議案（小中学校課）】

○小中学校課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第7号 教職員の人事議案（小中学校課）】

○小中学校課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第8号 事務局職員の人事異動議案（教育政策課）】

○小中学校課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

（5）議決事項

付議第1号	原案のとおり議決
付議第2号	原案のとおり議決
付議第3号	原案のとおり議決
付議第4号	原案のとおり議決
付議第5号	原案のとおり議決
付議第6号	原案のとおり議決
付議第7号	原案のとおり議決
付議第8号	原案のとおり議決